

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会公募委員 募集要項

1 趣旨

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの運営に関し、専門的、客観的かつ中立公正に審議等を行うため公募委員を募集する。

2 募集内容

(1) 募集人数 1名

(2) 応募資格 次のアからキまでの要件をすべて満たす方

ア 県内に住所地を有する満18歳以上の方（令和3年4月1日現在）

イ 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの運営、または公的試験研究機関等の運営に関して、客観的かつ中立公正に審議等を行える知見を有する方

ウ 電気・電子産業、機械・金属産業、食品産業等の産業分野に精通しており、新製品の研究開発や販路開拓に関する知見を有する方

エ 主に平日昼間に開催される委員会への出席ができる方（委員会開催は年4回程度／鳥取市内の参集開催を想定（状況によりオンライン開催を含む。））

オ 県が設置する他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない、かつ就任する予定のない方

カ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でない方

キ 県議会議員、県職員、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター職員でない方

(3) 応募方法

別添の様式に、住所、氏名、年齢、性別、職業又は勤務先、連絡先、応募理由を記入して、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで応募してください。製品開発、研究実績等あれば別紙にてご提出ください。様式は鳥取県産業振興課のホームページからダウンロードが可能です。

(4) 選考方法

ア 応募資格を満たす方の中から、提出された書類に基づき書面審査を行い、公募委員の候補を選定します。

イ 委員決定後は、速やかに応募者全員に結果を通知します。

(5) 募集期間 令和3年1月18日（月）から令和3年2月1日（月）午後5時まで（必着）

(6) その他

ア 応募に際し提出された書類は公募委員の決定のみに使用し、それ以外の目的では使用しません。

イ 提出された書類は返却しないこととします。

ウ 委員に就任された場合、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはなりません。その職を退いた場合も同様とします。

エ 委員に就任された場合、氏名を公表することとなります。

3 応募・問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町1-220（郵便番号表記があれば所在地記載は省略可能）

鳥取県商工労働部産業振興課産業支援担当

電話 0857-26-7657

ファクシミリ 0857-26-8117

電子メール sangyou-shinko@pref.tottori.lg.jp

URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/item/99776.htm>

4 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会の概要

(1) 審議事項 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの運営に関する評価等

(2) 構成 委員5名以内（うち、公募委員1名）

(3) 開催回数 年4回程度

(4) 任期 任命の日（令和3年5月予定）から2年間

(5) その他 県の規定に基づき、報酬及び旅費を支給します。